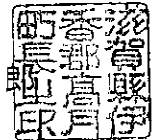


高地整第 125 号
平成15年 2月19日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所長 児玉好史 殿

滋賀県高月町長 北村 又



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に
対する意見について

平成15年1月24日付け国近整琵琶調第50号で募集のありました標題の説明資料につきまして、下記のとおり意見致します。

記

P26～27「ダム」について

淀川水系流域委員会提言（030117番）において、「ダムは原則として建設しないものとし、」と記されていますが、丹生ダムについては、地域住民悲願であり、関係住民の同意を得て進められているものです。また、ダム建設に伴う社会的環境・自然環境への影響についても十分に検討され着手された事業です。

河川整備計画から「丹生ダム」の記載をなくすことなく、なお一層の推進を希望致します。